

長野県地球温暖化対策条例(仮称)の義務付けの基準について

資料 3

H17.11.14

要綱(案)		国の基準	他都府県の基準
第3章	11	<p>使用した熱・電気を原油に換算した場合、1,500kl/年(事業所ごと)</p> <p>省エネルギー法(H18.4.1～予定 パブリックコメント中)</p> <p>(現行:燃料・熱を原油換算1,500kl/年又は電気600kwh/年(事業所ごと))</p>	<p>熱・電気を原油換算1,500kl/年(府内の事業所を合算):大阪府(予定)、京都府(予定)</p> <p>燃料・熱を原油換算1,500kl/年又は電気600kwh/年(事業所ごと):茨城県、栃木県、東京都、石川県、愛知県、兵庫県、宮崎県</p> <p>燃料・熱を原油換算1,500kl/年、電気600kwh/年又は自動車40台以上保有(事業所ごと):岩手県</p> <p>燃料・熱を原油換算1,500kl/年、電気600kwh/年又は店舗面積が10,000㎡以上(事業所ごと):埼玉県</p> <p>燃料・熱を原油換算3,000kl/年、電気1,200kwh/年(事</p>
	15	<p>(1) 24時間営業等事業者のうち規則で定める者(以下「特定24時間営業等事業者」という。)は、規則で定めるところにより、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(国基準なし)</p>	<p>熱・電気を原油換算1,500kl/年(府内の事業所を合算):大阪府(予定 24時間営業のみ)</p>
第4章	23	<p>(2) 駐車場設置者等のうち、規則で定める者(以下「特定駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合にはアイドリング・ストップを行うことを周知しなければならない。</p> <p>(国基準なし)</p>	<p>500㎡:岩手県、神奈川県、愛知県、滋賀県</p> <p>500㎡又は40台:三重県、広島県</p> <p>20台:東京都</p>
	25	<p>(2) 自動車販売事業者のうち、規則で定める者(以下「特定自動車販売事業者」という。)は、新車を購入しようとする者に対し、環境情報について情報提供を行わなければならない。</p> <p>(国基準なし)</p>	<p>限定なし:三重県・滋賀県・広島県、京都府(予定)</p>
	26	<p>(1) 県内の事業所において自動車を使用する者(以下「自動車使用事業者」という。)のうち、規則で定める台数以上の自動車を使用する者(以下「大口自動車使用事業者」という。)は、地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車管理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>輸送事業者(貨物 200台、バス 200台、タクシー350台)</p> <p>省エネルギー法(H18.4.1～予定 パブリックコメント中)</p>	<p>30台:東京都</p> <p>50台:滋賀県・広島県</p> <p>100台:大阪府(予定)</p> <p>トラック、バス 100台、タクシー150台:京都府(予定)</p>
第5章	30	<p>(2) 電気機器等販売事業者のうち、規則で定める者(以下「特定電気機器等販売事業者」という。)は、当該販売店において、省エネルギー表示を、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行うなど情報提供を行わなければならない。</p> <p>(国基準なし)</p>	<p>陳列 5台:東京都</p> <p>売場面積1,000㎡:京都府(予定)</p>
第6章	32	<p>(1) 規則で定める規模を超える建築物を新築しようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2,000㎡(延床面積)</p> <p>省エネルギー法</p>	<p>2,000㎡(延床面積):京都府(予定)</p> <p>5,000㎡(延床面積):大阪府(予定)</p> <p>10,000㎡(延床面積):東京都</p>
第7章	36	<p>(1) 県内にエネルギーを供給している者(以下「エネルギー供給事業者」という。)のうち、規則で定める者(以下「特定エネルギー供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(国基準なし)</p>	<p>一般電気事業者・特定規模電気事業者:東京都、京都府(予定)</p> <p>電気事業法</p>